

「わかおしっ」二次創作活動ガイドライン(簡易版)

2026.06.29 公開(ver.2)



はじめに

和歌山市では、和歌山市の魅力発信プロモーションプロジェクト「わかおしっ」のPRキャラクターを使ったファンアートや創作活動を歓迎しています。

このガイドラインは、皆さんに安心して二次創作活動を楽しんでいただくためのルールをまとめたものです。

イラスト、漫画、コスプレなど、さまざまな形で「わかおしっ」を楽しんでいただければ幸いです。

なお、本ガイドラインは予告なく変更される場合があります。

1. このガイドラインの対象は？

「わかおしっ」の PR キャラクター

和歌山市子／和歌山城子／加太鯛子／雑賀崎海老子／和歌浦和歌子／山東竹ノ子

を題材とした二次創作活動に適用されます。

二次創作活動とは…

個人又は法人格を持たない団体(同人サークル等)が、営利を目的とせずに、PR キャラクターを元に作品を創作する活動のこと

※ 和歌山市 PR キャラクターの著作権は和歌山市に帰属しています。

2. どんなことができる？

次のような二次創作活動が可能です。

- 静止画・テキスト作品(イラスト・漫画・小説・ファンアートなど)の制作・公開(SNS 等オンラインでの公開も可能です)
- 動画の制作・公開(SNS 等オンラインでの公開も可能です)
- コスプレ
- 立体作品(フィギュア・ぬいぐるみなど)の制作・公開
- 同人誌制作

なお、二次創作活動については、和歌山市への連絡・申請等なく行うことができます。

3. 二次創作物の頒布はできる？

二次創作物について

- 趣味の範囲であること
- 営利目的でないこと
- 原材料費や制作費(印刷費、会場費等)の実費回収程度であること

を条件に、有償での頒布を認めます。

4. 法人・企業等が二次創作活動をすることはできる？

法人・企業等による二次創作活動はできません。

次のような利用については、別途「『わかおしっ』PRキャラクター利用要領」を定めていますので、その内容に則り判断をさせていただきます。利用をご希望の場合は、別途和歌山市へお問い合わせください。

- 法人・企業等による広告利用
- 販促利用
- 商品化
- 商業サービスへの利用
- 営利目的での利用

5. 投稿・公開時に気を付けることは？

二次創作物の作品を公開する際は、「わかおしっ」の二次創作であることを伝えるために、必ず次のような表記を添えて、公式作品と誤解されないようにお願いします。

例：

- 「わかおしっ」 ファンアート
- 「わかおしっ」 二次創作
- 「わかおしっ」 非公式作品

6. 禁止事項は？

次に該当する表現・活動・行為は禁止します。

- 営利を目的とした二次創作物の販売等の活動や、広告、宣伝等の目的で利用すること。
- PRキャラクターを自ら創作したものとして利用すること。
- PRキャラクターや本市のイメージを著しく損なうこと。

- 第三者の著作権、知的財産権、その他一切の権利を侵害すること。
 - 第三者の名誉や品位等を傷つけること。
 - 和歌山市との提携又は和歌山市からの協賛、公認を受けていると誤解を招くこと。
 - 特定の思想若しくは信条を助長若しくは批判し、又は宗教的若しくは政治的メッセージを発信すること。
 - 他者を誹謗中傷し、又は侮辱すること。
 - 性的、猥せつ、若しくは扇情的と受け取られる恐れのある表現、又はこれらを連想させる表現を含むこと。
 - 差別的な表現や反社会的な表現を含むこと。
 - 暴力的又は残虐な表現を含むこと。
 - 公序良俗に反すること。
 - 和歌山市の著作物そのものを、そのまま使用すること。
 - 和歌山市の著作物そのものを、加工、改変や転用等して使用すること。
 - 法令又は本ガイドラインに違反すること。
 - その他、和歌山市が不適切であると判断すること。
-

○ その他

○ 和歌山市による作品紹介について

創作性のある二次創作作品については、X 上にて当該作品を公開する際に、ハッシュタグ(#わかおしつ)と公式アカウント(@wcity_oshi_plz)をメンションいただくと、わかおしつ公式 X が SNS・Web サイト・広報物等で紹介させていただく場合があります。

○ 注意事項

- PR キャラクターに関する権利は、和歌山市に帰属します。
- 二次創作活動によって生じたトラブルについて、和歌山市は責任を負いません。
- このガイドライン(簡易版)に記載のないことは、ガイドライン(詳細版)に則ります。
- 本ガイドラインに違反していると和歌山市が判断した場合、作品の公開停止等をお願いする場合があります。
- 二次創作物の公開等を行った時点で、ガイドライン(詳細版・簡易版)の全ての内容に同意したものとみなします。

○ お問い合わせ

判断に迷う場合や、企業・法人等による二次利用をご希望の場合は、和歌山市シティプロモーション課までお問い合わせください。